

意見書案第1号

意見書案について

別紙「再審法改正を求める意見書」を会議規則第13条の規定により提出します。

令和7年6月20日

三木市議会議長 大 眉 均 様

提出者

三木市議会議員 岸 本 和 也

同 泉 雄 太

同 又 吉 健 二

同 松 原 久 美 子

同 板 東 聖 悟

賛成者

三木市議会議員 大 西 秀 樹

同 初 田 稔

同 古 田 寛 明

同 内 藤 博 史

同 おぎはら 吉 江

(別紙)

再審法改正を求める意見書（案）

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては、「再審」がある。しかし、その手続きを定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続きの審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続きの審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続きの審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続きにおいて証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、いわゆる袴田事件のように検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証する機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てについては、見直しが行われるべきである。

以上の2点以外にも、冒頭で指摘したように再審法の規定が少なく、そこで、再審請求手続きにおける手続規定に関しても、速やかに整備する必要がある。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、下記の事項について要望する。

記

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申し立て制度の見直し
- 3 再審請求における手続規定の整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
法務大臣

} あて

三木市議会議長 大 眉 均

意見書案第2号

意見書案について

別紙「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書」を
会議規則第13条の規定により提出します。

令和7年6月20日

三木市議会議長 大 眉 均 様

提出者

三木市議会議員 岸 本 和 也

同 泉 雄 太

同 又 吉 健 二

同 松 原 久 美 子

同 板 東 聖 悟

賛成者

三木市議会議員 大 西 秀 樹

同 初 田 稔

同 古 田 寛 明

同 内 藤 博 史

同 おぎはら 吉 江

(別紙)

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書（案）

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びと育ちを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。子どもたちの豊かな学びと育ちや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

一方、義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、子どもたちの豊かな学びと育ちを保障するための条件整備は不可欠である。

また、2021年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられたことに加え、中学校においても、2026年度から引き下げることとなっている。今後は、高等学校においても早期実施を図るとともに、よりきめ細かな教育活動を実現するために、小中学校における学級編制標準の更なる引き下げと少人数学級の実現が求められる。子どもの豊かな学びと育ちを保障するための条件整備が不可欠であるとともに、実効性のある働き方改革を実現するためには、自治体による「業務の3分類」などの施策に必要な財政措置の充実も強く求められている。

こうした観点から、下記事項が実現されるよう強く要望する。

記

- 1 学校の加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、これに係る必要な財政措置を講じること。
- 2 教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を拡充すること。
- 3 部活動の地域移行を更に進めるため、財政的措置等を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} あて

三木市議会議長 大 眉 均